

# 第四次雫石町男女共同参画プラン (第3次改訂)

令和7年度～令和11年度



令和7年3月

雫石町

# 第四次雫石町男女共同参画プラン (令和7年度～令和11年度)

## 【目次】

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	2
第2章 計画の基本的な考え方	3
1 基本理念	3
2 基本的視点	3
3 基本的視点から見た現状と課題	4
4 計画の体系	9
第3章 計画の推進	10
1 計画の内容	10
基本方針Ⅰ 誰もがかけがえのない一人の人間として尊重される社会をつくろう	
①男女共同参画意識を広げよう	10
②あらゆる暴力を根絶しよう	12
③男女共同参画の視点から防災・減災体制の強化を進めよう	15
基本方針Ⅱ あらゆる場面において自分の個性や能力を積極的に発揮できる社会をつくろう	
①家庭・地域で共に支え合おう	17
②ワークライフバランスと健康を支援しよう	19
③就労機会の創出、職業能力開発、再就職、起業できる環境をつくろう	22
2 推進体制と進行管理	24
3 目指す項目と目指す値	25

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）を実現することです。

男女があらゆる分野で社会に参画することは、家庭生活を充実させ、職場に活気を与え、人と人とのつながりによって地域が活性化します。

雫石町男女共同参画プランは、男女共同参画社会の実現に向けた町の取り組みを総合的かつ計画的に推進するために策定する計画です。

### 2 計画策定の背景

国は、国際社会における男女平等の実現に向けた動きと連動して、様々な取り組みを進めてきましたが、性別によって役割分担を固定的に捉える意識やこれに基づいた社会制度・慣行が存在し、多くの課題が残されているとして、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定され、DVの防止と被害者支援の取り組みが進められてきました。また、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行され、働く場面で活躍したいと希望するすべての女性はその個性・能力を発揮できる社会を実現するための法整備が進められています。さらに、令和6年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）が施行され、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点で困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じた、切れ目のない包括的な支援を行うこととしています。

雫石町は、平成17年に「きらっと雫石未来プラン」（第一次雫石町男女共同参画プラン。以下「第一次プラン」）、平成27年に「みんなが輝く雫石未来プラン2」（第二次雫石町男女共同参画プラン。以下「第二次プラン」）、令和元年に「第三次雫石町男女共同参画プラン」（以下「第三次プラン」）を策定し、「人権の尊重」・「参画機会の平等」・「連携（パートナーシップ）の確立」の3つの基本的視点から、男女共同参画の推進に向けた様々な取り組みを展開してきました。

雫石町が男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを始め約20年が経過します。その間、人口減少や少子高齢化、価値観の多様化等、社会は大きく変化していますが、今

なお昔からすり込まれた固定的な性別役割分担意識<sup>※1</sup>や慣習・慣行が解消されたとは言えず、労働における差別や、家事・育児・介護等の日常生活における負担の偏り等につながっています。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大の下、経済的・精神的DV（配偶者暴力）、ひとり親世帯、女性の貧困等が可視化されたことで、こうした問題への関心やジェンダー不平等に対する問題意識が高まっており、ポストコロナ時代において、男女共同参画の取り組みは新たな局面に入ってきています。

この度、現行計画が令和6年度で終了するにあたり、こうした状況を鑑みるとともに、これまでの取り組みを検証し、より一層の取り組みの推進を図るために第四次雫石町男女共同参画プランを策定します。

### 3 計画の位置づけ

- (1) この計画は、雫石町総合計画を上位計画とし、それぞれの分野別に策定された諸計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会を形成するための施策を推進する計画とします。
- (2) この計画は、男女共同参画社会基本法及び岩手県男女共同参画推進条例の基本理念を尊重し、雫石町の特性に応じた計画とします。
- (3) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に定める「市町村基本計画」を兼ねる計画とします。
- (4) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める「市町村推進計画」を兼ねる計画とします。
- (5) この計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に定める「市町村基本計画」を兼ねる計画とします。

### 4 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、社会情勢や計画の進捗状況をみながら、必要に応じて見直しを行います。

---

<sup>1</sup> 固定的な性別役割分担意識：「男は仕事、女は家庭」「男は主要な業務、女は補助的業務」等に表わされるように性別によって役割を分担するのが当然、あるいは自然だとする考え方。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

男女共同参画社会を実現するためには、継続的な取り組みが必要です。本プランは第三次プランの基本理念を継承し、「人権の尊重」・「参画機会の平等」・「連携（パートナーシップ）の確立」の3つを基本的視点とし、「誰もがかけがえのない一人の人間として尊重され、あらゆる場面において自分の個性や能力を積極的に発揮し、ともに喜びも責任も分かち合っていくことができる社会」を、基本理念として掲げます。

### 2 基本的視点

#### （1）人権の尊重

男女共同参画社会は、基本的人権の尊重と男女平等の実現を前提としています。しかし、歴史・文化的につくられた性差（ジェンダー）による固定的な性別役割分担意識が未だ根強くあり、個人の生き方の幅を狭めていることが指摘されています。

性別にとらわれることなく、全ての人が、かけがえのない一人の人間として、自分の意志で自分らしく生きるための権利を尊重する必要があります。

#### （2）参画機会の平等

男女共同参画社会を実現するためには、誰もが自らの意識と能力を高め、取り巻く課題に気づき、問題を解決する力を身につけて行くことが重要です。

その上で、政策方針決定過程への参画等を促進し、政治的・経済的・文化的なあらゆる分野での男女の参画機会の平等を実現していく必要があります。

#### （3）連携（パートナーシップ）の確立

連携（パートナーシップ）とは対等な協力関係を言います。男女間だけでなく、高齢者と若者、住民と行政等様々な立場で連携していくことによって、個人の自己実現とより成熟した地域社会の形成が可能となり、それが男女共同参画社会の実現に結びつきます。行政・家庭・地域・学校・職場等、あらゆる分野における連携の確立に向けて、全ての住民がその実現に努力していく必要があります。

### 3 基本的視点からみた現状と課題

#### (1) 人権の尊重

##### 【現状と課題】

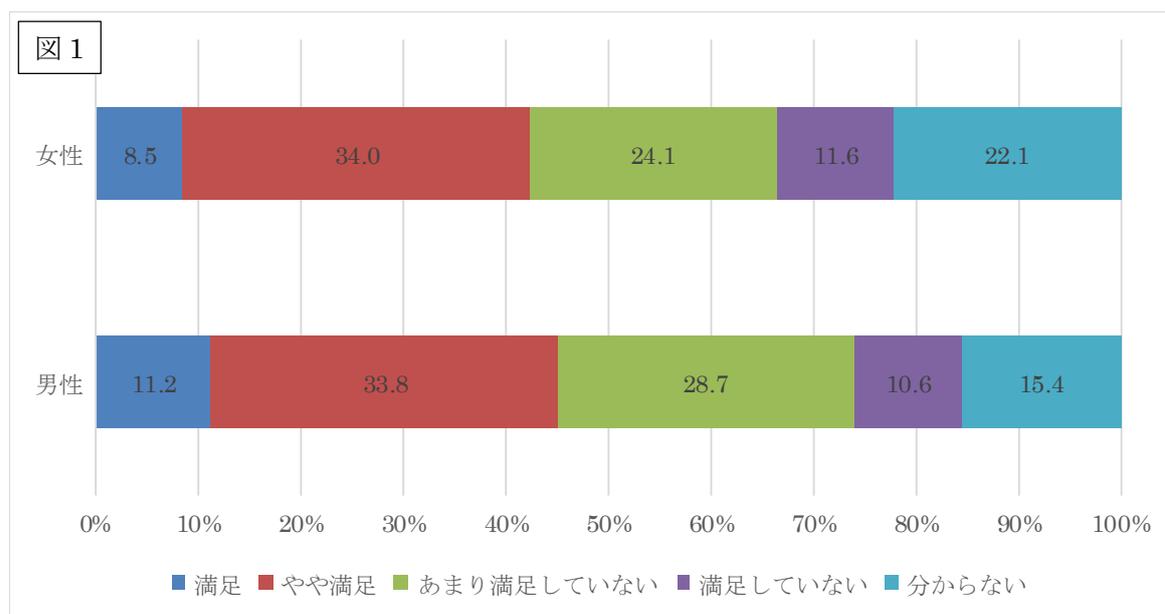
##### ●基本的人権

「人権を尊重する」ということは、自分とは違う相手を受け入れ、その相手が幸せに生きていくための権利を大切に扱うということです。

町が令和5年度に行った町民意識調査<sup>※2</sup>では、「人権が尊重され、一人ひとりが大切にされているか」の設問に対して、「満足」と回答した方は男女ともに全体の4割ほどにとどまり、依然として4割弱の方が人権が尊重されていないと考えているという現状となりました。

男女平等や人権尊重の意識、多様性への理解を育むため、社会のあらゆる分野において、一人ひとりの意識啓発をする必要があります。

##### 【設問：人権が尊重され、一人ひとりが大切にされているか】



(図1) 令和5年度町民意識調査結果

<sup>2</sup>町民意識調査：町統計調査員を「町民意識調査員」として委嘱を行い、調査対象者に対し調査票を配布及び回答を依頼し、後日回収する方法で実施した調査。調査対象者は、住民基本台帳を基に無作為に抽出した概ね450人の個人。

●男女間の暴力

暴力は重大な人権侵害であり、特に配偶者やパートナー等親しい関係にある人からの身体的、精神的、性的、経済的、社会的な暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）は家庭内で行われることが多いため、その被害の発見が困難です。

これらは、加害者側の罪の意識も薄く、潜在的に繰り返されるうちに深刻な事態に陥るケースもあり、社会全体で暴力の根絶に努める必要があるとともに、相談できる環境の整備が求められています。また、女性のみならず、高齢者や障がい者、児童等の社会的弱者に対する虐待や、女性から男性への暴力、若い世代におけるデートDV<sup>※3</sup>、SNSを利用した暴力等も社会の大きな問題となっており、暴力をめぐる状況は一層多様化しています。

町内においてもDV被害が発生しており、DV防止の教育、啓発を行うとともに、被害者の状況に応じた相談対応ができるよう、県や他市町村、警察等の専門機関と連携を図りながら町の相談窓口を周知する必要があります。

【参考：岩手県におけるDVに関する相談の状況】

配偶者暴力支援センター（県内12か所）

（単位：件）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
岩手県	1,504	2,378	1,865	1,780	1,762	2,175	1,872	1,987	1,967
盛岡管内	—	—	1,080	914	867	1,111	910	1,031	813
全国	102,963	111,630	106,367	106,110	114,481	119,276	129,491	122,478	122,211

※年度ごとの調査であり、県は若者女性協働推進室、盛岡管内は盛岡女性センター、全国は内閣府まとめ

●固定的な性別役割分担意識

国土交通省の「企業等の東京一極集中に関する懇談会とりまとめ」によると、考えられる東京一極集中の要因の一つとして、生まれ育った地元の不便さや閉塞感を挙げ、女性を中心にこれを感じる人も一定数存在します。さらに、東京圏に流入した女性はそれ以外の女性に比べ、地元には「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という意識を持っている人が多いと考えている人の割合が高いことが指摘されています。性別による役割分担の意識は、時代とともに変わりつつありますが、いまだに人々の意識の中に根強く残っています。

男女がお互いを認め合いながら個性や能力を発揮できる社会を形成するため、町民一人ひとりの意識改革を進め、性別による固定的な役割分担意識をなくしていくことが必要です。

<sup>3</sup> デートDV：交際中の恋人間に起こるDV

## (2) 参画機会の平等

### 【現状と課題】

#### ●家事、育児、介護等の分担

内閣府がまとめた統計調査「男女共同参画白書」（令和6年版データ）によると、育児休業を取得して就業を継続する女性の割合は増加傾向にありますが、離職理由別の推移をみると、「出産・育児のため」とする離職者は減少している一方、「介護・看護のため」とする離職者は横ばいから増加傾向にあります。また、「出産・育児のため」、「介護・看護のため」を理由とする離職者は、いずれも女性の割合が高く、様々なライフイベントに際し、キャリア形成との二者択一を迫られるのは、依然として多くが女性です。その背景には、長時間労働を前提とした雇用慣行や女性への家事・育児等の無償労働時間の偏り等の構造的な課題が存在しています。

今後の更なる高齢化や生産年齢人口の急減予測を踏まえると、労働力確保の面からも女性の労働参加の拡大は急務となっており、家族・地域・職場等で支え合う社会づくりが求められています。

#### ●働く機会と場の確保

男女雇用機会均等法が1998年に改正され、雇用に関する男女の差別的扱いは禁止されていますが、女性は出産等を機に仕事と家庭生活の両立が厳しくなり、一旦職を離れる人も多く、その後の就職は難しい状況です。

一方で、農業に従事する人の約半数は女性となっており、町内には農林水産物等の地域の資源を活かした6次産業の起業の動きもあります。

男女共に安心して働くことができ、意欲や能力に応じてチャレンジし、活躍できる場を実現するためには、事業所等における女性の雇用はもちろん、役員等への女性登用や6次産業化を含む起業・創業の拡大に向けた体制づくりと支援が求められています。

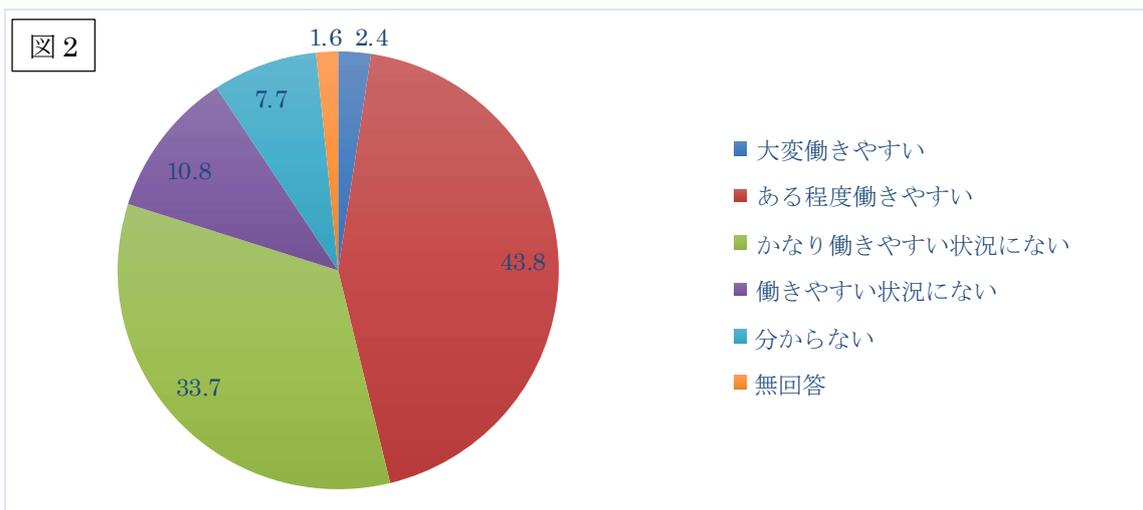
男女共に働きながら活躍できる支援をするためのネットワークとして、行政、商工会、金融機関、農林業団体、企業、NPO等が、課題を共有し、協働して事業を推進する仕組みが必要です。

●働きやすい職場

全国的に、安定した仕事に就けず経済的に自立することができない、仕事に追われ自身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む等、仕事と生活の間で問題を抱える人が多くいます。これらが、働く人々の将来への不安や豊かさが実感できない大きな要因となっており、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現実とまでつながっているとと言えます。

岩手県が実施した「令和3年度男女が共に支える社会に関する意識調査」の調査結果によると、「現在の社会は、女性が働きやすい状況にあると思いますか」に対して、「働きやすい」と回答した人の割合は46.2%となっている一方で、「働きにくい」と回答した人の割合は44.5%でした。依然として職場の労働環境への不満が見られるため、引き続き、働きやすい職場づくりを進める必要があります。

【設問：現在の社会は、女性が働きやすい状況にあると思いますか。】



(図2) 岩手県「令和3年度男女が共に支える社会に関する意識調査」結果

●政策・意思決定過程への女性の参画

行政分野において、行政施策の対象の半分は女性であり、また、同様に施策の影響を受けることから、女性の参画を拡大していくことが重要です。雫石町の各種審議会や委員会における女性委員の割合は、令和6年3月現在で、平均26.1%であり、目標とする35%には至っておらず、今後、さらに社会的意思決定の場への女性の参画を推進していく必要があります。また、女性自身も社会の担い手として参画意識を持ち、積極的にその実現に向けて努力することも必要です。

### (3) 連携（パートナーシップ）の確立

#### 【現状と課題】

#### ●仕事と生活の調和

ワークライフバランス（仕事と生活の調和）は、人々の生活と心身の健康を維持し、趣味や学習、地域社会への参画等を可能にするとともに、育児、介護も含め、家族が安心して暮らしていく上で重要です。

農業や商工業等の家族経営においては、仕事と家庭生活の区別がしにくいことから、労働時間と休息時間が不明確になりがちで、特に女性にとっては、労働に対する適正な評価が得られにくい状況にあります。

栗石町では平成29年度にイクボス宣言<sup>※4</sup>を行いました。引き続き、仕事と家庭、地域生活の両立が可能になるよう、ワークライフバランスの実現に向け取組を進めていく必要があります。

#### ●災害時の対応

内閣府が発行した防災・復興に関するガイドラインによると、災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。性別、年齢や障がいの有無等様々な社会的状況によってその影響は異なり、社会要因による災害時の困難を最小限にすることが重要です。これまでの災害においては、様々な意思決定への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違い等が配慮されないといった課題が生じました。

近年、地震や豪雨等の災害が全国各地で発生していることから、「災害リスク軽減」<sup>※5</sup>という考え方とともに、平常時から、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等の多様な視点からの災害対応について理解しておくことが必要です。

<sup>4</sup>イクボス宣言：イクボスとは職場で働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績や結果も出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のことで、イクボス宣言は経営者・管理者が自らイクボスとなることを公に宣言すること。

<sup>5</sup>災害リスク軽減：災害が起こる前に、災害に対する悪影響や被害を防ぐ、または最小限にすることを目的とした対策を講じるという考え方。

#### 4 計画の体系

##### 基本理念

誰もがかけがえのない一人の人間として尊重され、あらゆる場面において自分の個性や能力を積極的に発揮し、ともに喜びも責任も分かち合っていくことができる社会を目指します。

##### 基本目標Ⅰ

誰もがかけがえのない一人の人間として尊重される社会をつくろう

###### 基本施策①

①男女共同参画意識を広げよう

###### 基本施策②

②あらゆる暴力を根絶しよう

###### 基本施策③

③男女共同参画の視点から防災・減災体制の強化を進めよう

##### 基本目標Ⅱ

あらゆる場面において自分の個性や能力を積極的に発揮できる社会をつくろう

###### 基本施策①

①家庭・地域・職場で共に支え合おう

###### 基本施策②

②ワークライフバランスと健康を支援しよう

###### 基本施策③

③就労機会等の創出や、職業能力開発、再就職、起業ができる環境をつくろう

## 第3章 計画の推進

### I 計画の内容

#### 基本目標 I

誰もがかけがえのない一人の人間として尊重される社会をつくろう

#### I-① 男女共同参画意識を広げよう

##### 【施策の方向性】

男女共同参画社会は、基本的人権の尊重と男女平等の実現を前提としています。家庭、学校、地域、行政が互いに連携し、各世代やライフステージに応じた教育・学習機会の提供や情報の充実を進めます。

一人ひとりが、あらゆる場において、年代や性別に関係なく、それぞれの多様な価値観や生き方、個性を認め合い、お互いの意思を尊重する社会を目指します。

##### 【町の取り組み内容】

- 人権・男女平等に関する教育・啓発活動
- 固定的性別役割分担意識の緩和に向けた教育・意識啓発活動
- 男女共同参画に関する学習機会の充実
- 人権擁護や男女共同参画に関する機関との連携強化
- 男女共同参画に関する意識調査の実施

例えばこんなこと（具体的な取り組み）…

- ライフステージに応じた教育・啓発活動  
乳幼児～就学前（日常的な教育）、小中高校生（日常的な教育+教材等の活用）、社会人・教育関係者・児童生徒の保護者（講座や研修の開催、広報による周知・啓発）
- 出前講座の開催（学校、PTA、コミュニティ等）
- 6月の男女共同参画月間中の呼びかけ
- 人権擁護委員による小学校での「人権の花運動」

【目標とする値】

指 標	基準値 (R5)	目標値 (R11)
男女共同参画サポーター <sup>※6</sup> 数	46名	60人
人権が尊重され、一人ひとりが大切にされていると回答した人の割合	43.7%	60%

【みんなが出来ること】

(町民)

- ・「女性らしく」「男性らしく」ということではなく、「自分らしく」を大切に生活しましょう。
- ・自分の価値観を押し付けなくて、お互いの個性を認め合いましょう。
- ・町広報紙、回覧板、町ホームページ等により情報の収集につとめましょう。
- ・男女共同参画への関心や理解を広げるため、講座や学習会に参加しましょう。

---

<sup>6</sup>男女共同参画サポーター：男女共同参画を推進するために、県が市町村からの推薦を受け、地域で意識啓発等の核となって活躍する人材育成を目的にセミナーを開催。認定されたサポーターは、地域で男女共同参画の推進に貢献している。

## I-② あらゆる暴力を根絶しよう

### 【施策の方向性】

配偶者等親しい関係にある人からの身体的、精神的、性的、経済的、社会的な暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）やパワハラ<sup>※7</sup> セクハラ<sup>※8</sup>の人権侵害をなくすため、町民一人ひとりが問題を正しく理解できるようにし、あらゆる暴力がない社会の実現を目指します。また、被害者が相談しやすい環境づくり、専門機関との連携等、被害者の救済支援体制を整備し、その周知を図ります。

### 【町の取り組み内容】

- DV相談窓口の周知
- 警察等関係機関との連携強化
- 暴力防止セミナー、若年層に対する予防教育の推進

例えばこんなこと（具体的な取り組み）…

- 児童・生徒に対するDV予防教室、インターネットセミナー等の開催。
- DV、パワハラ、セクハラ等人権侵害予防啓発のための事例集作成。
- 広報、ホームページ等での相談窓口の周知、DV根絶に向けた啓発活動。
- 地域等による見守り、声掛け。

### 【目標とする値】

指 標	基準値 (R5)	目標値 (R11)
DV防止根絶に向けた啓発回数	—	5回

<sup>7</sup>パワハラ：パワーハラスメントの略。職務上の地位や人間関係等、組織内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。暴行や脅迫、仲間外しのほか、能力を越えたり程度の低い業務等の強制、私的なことへの過度な立入等もその一つとされている。

<sup>8</sup>セクハラ：セクシャルハラスメントの略。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示等、様々な態様のものが含まれる。

【みんなが出来ること】

(町民)

- ・暴力はいけないという意識を持ち、お互いを思いやりましょう。
- ・もしもの時は、相談機関を利用しましょう。

(地域)

- ・ご近所との結びつきを強くして、相談し合える関係を築きましょう。
- ・もしもの時は、警察へ通報しましょう。

(職場)

- ・パワハラ、セクハラに対する社内規定を整備しましょう。

(教育機関)

- ・どんな暴力も許されない、という教育を実践しましょう。
- ・児童・生徒の様子に目を配り、相談機関等と連携し対応できる体制を整えましょう。

参考【様々な形態の暴力】

■精神的な暴力

- ・脅す、大声でののしる
- ・何を言っても無視する
- ・性別による役割を決めつける
- ・大切にしている物を壊す 等

■身体的な暴力

- ・なぐる、ける
- ・平手で打つ
- ・物を投げつける
- ・髪を引っ張る
- ・首を絞める 等

■性的な暴力

- ・見たくないのにわいせつな画像等を見せる
- ・避妊に協力しない
- ・性的行為を強要する 等

■経済的な暴力

- ・生活費を渡さない、使わせない
- ・収入を取り上げる
- ・支出を細かく監視する
- ・外で働くことを妨げる 等

■社会的な暴力

- ・メール、電話をチェックする
- ・行動を監視する
- ・就業や社会参加を制限する
- ・親戚や友達との付き合いを制限する 等

■子どもを巻き添えにした暴力

- ・子どもに暴力を見せる
- ・子どもに危害を加えようと言って脅す 等

**【相談機関】**

■ 県内の配偶者暴力相談支援センター

・ 岩手県男女共同参画センター 019-606-1762

(月・水・木・土・日 9:00~16:00、火・金 9:00~20:00)

・ 岩手県福祉相談センター (平日) 019-629-9610 (夜間休日) 019-652-4152

・ 盛岡広域振興局保健福祉環境部 019-629-6567

・ もりおか女性センター 019-604-3304

※夜間、休日対応をしていない期間もあります。



配偶者暴力相談支援  
センターQRコード

■ 身の危険を感じたら迷わず警察へ (24時間対応)

・ 岩手県警察本部生活安全企画課子ども女性安全対策室 019-653-0110

※各警察署でも相談を受け付けています。

I-③ 男女共同参画の視点から防災・減災体制の強化を進めよう

【施策の方向性】

災害時の実情を反映した支援や地域での効果的な共助活動を進めるため、性別の視点と、高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人・傷病者等「要配慮者」が多様であるという視点（多様性配慮）から、防災・減災<sup>9</sup>体制及び災害支援体制の強化に努めます。

【町の取り組みの内容】

●男女それぞれの視点による防災体制の整備

例えばこんなこと（具体的な取り組み）…

- 多様性配慮の視点による防災訓練、物資の備蓄
- 女性に配慮した避難所の設営及び運営
- 防災・減災知識の普及
- 自主防災組織における女性の参画促進（防災リーダーの育成、役割明確化）
- 女性消防団員の普及、推進
- 消防団、自主防災組織、婦人消防協力隊、女性団体等との非常時の協力体制の確立

【目標とする値】

指 標	基準値 (R5)	目標値 (R11)
自主防災組織の女性役員の割合	10.8%	20%

<sup>9</sup>減災：震災等による被害、特に死傷者をできるだけ少なくするよう事前に十全な対策を立てておこうとする考え方。また、その取り組み。堤防・防潮堤等構築物の強化だけでは防ぎきれないとして、地域住民と行政の協働による災害情報の共有、避難方法の周知徹底、物資の備蓄等を重視する。

【みんなが出来ること】

(町民)

- ・男女共同参画の視点から、家庭や地域での防災訓練、教育に取り組みましょう。

(地域)

- ・多様性配慮の視点を加えた災害時の行動や役割分担についてマニュアル等を整備し、共有しましょう。
- ・防災体制について男女それぞれの視点から見直し、各自主防災組織の役員に女性も登用しましょう。

## 基本目標Ⅱ

### あらゆる場面において自分の個性や能力を積極的に発揮できる社会をつくろう

#### Ⅱ－① 家庭・地域・職場で共に支え合おう

##### 【施策の方向性】

女性の社会進出に伴い、保育や子育て、介護支援のニーズも多様化していることから、男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動ができるよう、支え合う社会づくりのための知識や技術の普及を進めます。また、男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針決定に参画できる機会を確保するため、町民一人ひとりの意識の啓発を図ります。

##### 【町の取り組みの内容】

- 家庭生活におけるバランスのとれた役割分担の啓発
- 福祉サービスの充実と適正なサービスの提供
- 育児、食育等重要な家庭教育事業と連携した啓発活動
- 審議会・委員会等への女性の登用の促進
- NPO、地域コミュニティに対する女性登用、参画の働きかけ
- 女性の社会参画に対する理解と協力のための広報・啓発活動

例えばこんなこと（具体的な取り組み）・・・

- 固定的・性的役割意識解消に向けた広報等による啓発、講座の開催
- 育児や介護等の知識、技術を習得できる教室の開催
- 育児、介護サービス体制の整備
- 介護と医療、生活支援等を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の推進
- まちづくりパートナー※<sup>10</sup> 町政モニター※<sup>11</sup> 制度の周知
- 家庭や地域の役割分担についての実態調査

<sup>10</sup> まちづくりパートナー：住民の町政への積極的な参加を目的に、意見を述べて審議する委員会等の委員の候補としてあらかじめ登録しておく制度。産業、民生、環境、教育、町政全般の5分野から選択して登録でき、委員会等の改選時に登録者から委員を選考できる。

<sup>11</sup> 町政モニター：住民の中から委嘱されたモニターから自由に清新な意見を町政に反映していく制度。モニターは町からのアンケートへの回答のほか、随時町に提言することができる。

【目標とする値】

指 標	基準値 (R5)	目標値 (R11)
審議会等における女性委員の割合	26.1%	32%
自治会組織の女性役員の割合	11.6%	20%
ちよい助 <sup>*12</sup> 年間支援回数	345回	355回

【みんなが出来ること】

(町民)

- ・男女に関係なく、自分のできることを積極的に家庭や地域で取り組みましょう。
- ・地域等の行事へ積極的に参加し、みんなで楽しみましょう。
- ・町広報紙、回覧板、町ホームページ等で情報を集め、講座や研修に参加しましょう。
- ・町政やまちづくりについて考え、委員の公募等に積極的に応募しましょう。

<sup>12</sup> ちよい助：公的な福祉サービスでは対応できないゴミ出しや買い物等のちょっとした困りごとを地域住民（養成講座を修了した住民ボランティア等）の支え合いで解決する生活支援サービス。

## Ⅱ－② ワークライフバランスと健康を支援しよう

### 【施策の方向性】

仕事と家庭、地域活動の両立するワークライフバランス<sup>\*</sup>の実現に向け、個人、地域、社会の意識啓発を進め、誰もが意欲と能力に応じて働くことができる体制を整えます。

また、農林業や商工業等の自営業に従事する男女も、その役割に応じた適正な評価を受け、互いに協力し合いながら生産や経営に取り組める環境づくりを進めます。

さらに、男女は異なる健康上の問題に直面することに男女ともに留意する必要がある、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）<sup>※13</sup>」の視点で女性が生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう、健康増進対策を推進します。

### 【町の取り組みの内容】

- ワークライフバランス実現のための啓発活動
- 家族経営協定<sup>※14</sup>等労働に対する評価制度の周知
- 事業所でのワークライフバランスの取り組みの推進
- 女性特有のがんの早期発見・早期治療を促進するための働きかけ
- 関係機関と連携した、産前産後のサポート

<sup>13</sup> リプロダクティブ・ヘルツ・ライツ：性と生殖の健康を得る権利。平成6年の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

<sup>14</sup> 家族経営協定：家族全員が意欲と生きがいをもって魅力的な生活、農業や自営業経営に取り組むための家族間でのルールづくり。家族経営の中で、給料の支払いや休日、経営移譲について取り決める。家族それぞれの役割や働く条件が明確になり、責任ややる気が増し、スムーズな生活と経営の向上に役立つ。

例えばこんなこと（具体的な取り組み）…

- ワークライフバランス出前講座の開催
- 家族経営協定締結支援とその後のフォロー
- 保育サービス、子育て支援、子ども食堂実施、介護サービスの充実
- ノー残業デイの実施、グループワーク・支え合いワークによる定時退庁
- フレックスタイム、テレワーク時差出勤制度等必要な制度の検討、導入
- 行政から率先した取り組み実践と事例紹介、優良事業所等の事例紹介
- がん検診の受診を促進する情報発信
- 妊産婦の健康支援に関する情報提供

【目標とする値】

指 標	基準値 (R5)	目標値 (R11)
家族経営協定締結家庭数	75 組	80 組
町内事業所等の育児休暇取得率	64.3%	90%
乳がん検診受診率	33.2%	38.7%
子宮頸がん検診受診率	27.6%	32.0%

【みんなが出来ること】

(町民)

- ・家族でワークライフバランスについて話し合い、協力して家事や子育て、介護を行いましょう。
- ・家族経営世帯では、家事も仕事と捉え、役割分担をしっかりと決めましょう。
- ・お互いの価値観、時間を大切にしましょう。
- ・仕事に優先順位をつけたり、分担したりする等、長時間労働を前提とした働き方を見直しましょう。
- ・積極的定期的に健康診査・各種がん検診を受けましょう。

(事業所)

- ・女性の役員や管理職等への登用を進めましょう。
- ・積極的に職員に健康診査・各種がん検診を受けさせましょう。

★ワークライフバランス（仕事と生活の調和）

内閣府が示す「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）憲章」において実現を目指す社会とは、

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」

としています。具体的には、

- (1) 就労による経済的自立が可能な社会
- (2) 健康で健やかな生活のための時間が確保できる社会
- (3) 多様な働き方・生き方が選択できる社会

とされています。

## Ⅱ－③ 就労機会の創出、職業能力開発、再就職、起業ができる環境をつくろう

### 【施策の方向性】

男女がそれぞれのライフステージにおいて、多様な生き方や働き方を選択、実現し、社会公益活動や就業、起業へのチャレンジができるよう、全体で支える仕組みづくりと情報の提供と支援の充実を図ります。

また、女性の所得向上等を図るため、今後ますます人材需要が見込まれるデジタル分野で即戦力として活躍できるよう、デジタルスキル習得やデジタル分野での就業・起業を促します。

### 【町の取り組み内容】

- 就労相談窓口体制の強化
- 学校でのキャリア教育の推奨
- ハローワーク、労働局、商工会、金融機関、農林業団体、企業等、他機関との連携
- 学び直し・キャリア形成支援等の能力開発支援や再就職支援
- 事業所等の就労環境整備の取り組み推進
- セミナーや融資制度、補助金等の情報・学習の場の提供等による起業化支援
- 女性のデジタル分野での活躍推進

例えばこんなこと（具体的な取り組み）…

- 町内での就職相談窓口体制の強化、運営についての周知
- 学校におけるキャリア教育の拡充、職場体験できる職種の拡大
- 農林業関係の就業促進及び各種制度やセミナー等の周知
- 休日保育や延長保育の促進、男性の育児・介護休暇取得の啓発
- 職業能力開発講座の開催、各種セミナーの情報提供、職業体験研修会等の開催
- 国や県の融資制度、補助金等の情報提供
- 地域包括支援センターにおける家族の介護についての相談・情報提供
- デジタルスキル習得やデジタル分野での就業・起業に関する情報提供

【目標とする値】

指 標	基準値 (R5)	目標値 (R11)
町内で働くことができる雇用環境が整っている満足度	12.2%	20%
障がい者雇用促進に向けた啓発社数	6社	6社以上
女性のデジタルスキル習得やデジタル分野での就業・起業に関する周知啓発数	—	5回

【みんなが出来ること】

(町民)

- ・一人で悩まず、各種サービスや相談窓口を活用しましょう。
- ・広報紙や情報紙等から情報を集め、講座や研修に積極的に参加し自分の能力開発に取り組みましょう。

(事業所)

- ・育児や介護をしながら就労できる環境づくりや制度を活用しやすい社内風土づくりに取り組みましょう。

## 2 推進体制と進行管理

### (1) 計画の推進体制

この計画は、雫石町の男女共同参画社会の実現を目指して、本町が進めるべき施策の方向を明らかにしたものです。

そのためには、行政の取り組みはもとより、住民・企業・団体等、本町に関わっている全ての人々が計画の趣旨を理解し、ともに取り組みを進めていく必要があります。それぞれの立場で、自発的に行動する力を持てるようそれらの活動を支援し、ネットワークづくりを促進するとともに、住民の意見を町政に反映させるよう努めます。

#### ●町民との推進体制

計画の推進が実効性のある取り組みとなるよう、「雫石町男女共同参画推進懇話会」から意見や提言を受け、施策の充実に努めます。

#### ●役場庁内の推進体制

男女共同参画の推進に係る取り組みは、広範囲の分野にわたることから、庁内関係部署との連携を図りながら、男女共同参画の視点を各施策に盛り込んでいきます。

#### ●住民・企業・各種団体等との連携

男女共同参画社会の実現は、住民一人ひとりが問題意識をもち、その解決に向け身近なところから実践していくことが基本となります。学習機会や情報の提供に努め、「男女共同参画サポーター」や男女共同参画の推進に取り組む団体、個人と連携し、施策の推進に努めます。

#### ●関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けて一体となった取り組みができるよう、国や県、関係機関との連携を図り、情報提供や協力を得ながら計画を推進していきます。

### (2) 進行管理

定期的に役場庁内横断的に関係課の実務担当者会議を開催する等により、男女共同参画における役場庁内の取組状況の把握、問題点の抽出を行い、改善していきます。

また、外部評価として「雫石町男女共同参画推進懇話会」において計画の取組状況報告及びプランの推進に関する意見や情報の交換を行い、プラン推進に反映させていきます。

### 3 雫石町男女共同参画プラン 目指す項目と目指す値

基本目標Ⅰ 誰もがかけがえのない一人の人間として尊重される社会をつくろう			
指 標	基準値 (R5)	目指す値 (R11)	備 考
男女共同参画サポーター数	46人	60人	総合政策課
人権が尊重され、一人ひとりが大切にされると回答した人の割合	43.7%	60%	総合政策課
DV防止根絶に向けた啓発回数	—	5回	こども課
自主防災組織の女性役員の割合	10.8%	20%	総合政策課

基本目標Ⅱ あらゆる場面において自分の個性や能力を積極的に発揮できる社会をつくろう			
指 標	基準値 (R5)	目指す値 (R11)	備 考
審議会等における女性委員の割合	26.1%	32%	総合政策課
自治会組織の女性役員の割合	11.6%	20%	総合政策課
ちょい助年間支援回数	345回	355回	福祉課
家族経営協定締結家庭数	75組	80組	農業委員会
町内事業所等の育児休暇取得率	64.3%	90%	観光商工課
乳がん検診受診率	33.2%	38.7%	健康推進課
子宮頸がん検診受診率	27.6%	32.0%	健康推進課
町内で働くことができる雇用環境が整っている満足度	12.2%	20%	観光商工課
障がい者雇用促進に向けた啓発社数	6社	6社以上	観光商工課
女性のデジタルスキル習得やデジタル分野での就業・起業に関する情報の周知啓発回数	—	5回	総合政策課・観光商工課



第四次雫石町男女共同参画プラン（第3次改訂）

発行 雫石町

担当課 雫石町総合政策課

〒020-0595 岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1

TEL 019-692-6409 FAX 019-692-1311

E-mail [kikaku@town.shizukuishi.iwate.jp](mailto:kikaku@town.shizukuishi.iwate.jp)

URL <https://www.town.shizukuishi.iwate.jp>

【策定経過】

平成17年2月24日 策定

平成27年3月27日 第1次改訂

令和2年3月26日 第2次改訂

令和7年3月17日 第3次改訂